

申請はお済みですか？ 北海道胆振東部地震に関する支援制度

平成30年北海道胆振東部地震で被災した住宅の被害状況によって、下表のような生活再建や住宅再建への支援制度がありますが、皆さん申請はお済みでしょうか？

いずれの制度も申請期限が近づいてきています。申請がお済みでない方は早目に申請ください（なお、いずれの制度も一度申請された方は対象になりません）。

申請方法などについてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

り災証明書の区分	災害義援金	被災者生活再建支援金		被災者住み替え支援金 一部損壊住家修理金
		基礎支援金	加算支援金	
全壊	[自己所有] 120万円 [借家] 105万円	[複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	建設・購入 [複数世帯] 200万円 [単数世帯] 150万円	新築・中古住宅購入 上限100万円 自宅修理 上限20万円 賃貸住宅への転居 (1世帯1名) 上限7万円/月 (1世帯2～4名) 上限9万3千円/月 (1世帯5名以上) 上限11万1千円/月 安平町への引越し 上限10万円
大規模半壊	[自己所有] 65万円 [借家] 55万円	[複数世帯] 50万円 [単数世帯] 37万5千円	補修 [複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	
半壊	[自己所有] 55万円 [借家] 55万円	※大規模半壊・半壊で 解体した場合 [複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	賃貸 [複数世帯] 50万円 [単数世帯] 37万5千円	
一部損壊	[自己所有] 13万円 [借家] 10万5千円	—	—	自宅修理 上限5万円
無被害	[自己所有・借家] 1万円	—	—	—
申請締切	申請がお済みでない方は 随時ご相談ください	令和2年10月5日	令和3年10月5日	被災者住み替え支援金 令和3年3月31日 一部損壊住家修理金 令和2年9月30日
必要書類	・申請書 ・り災証明書 ・振込先通帳 ・身分証明書	・申請書 ・り災証明書 ・振込先通帳 ・身分証明書 《解体した場合》 ・解体証明書 など	・建設、購入、賃借 及び補修するとき の契約書等の写し	・申請書 ・り災証明書 ・振込先通帳 ・身分証明書 ※その他、領収書、工事 内容がわかる書類 など
問合せ	総務課復興・生活 再建支援室 ☎ 22 2511	健康福祉課福祉グループ ☎ 29 7071		総務課復興・生活 再建支援室 ☎ 22 2511

※詳しい申請方法や様式などは、ホームページをご覧ください。